

総量削減義務と排出量取引制度における 自動車排出量算定ガイドライン

2024（令和6年）年9月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

1.	本ガイドラインの目的	1
(1)	本ガイドラインの目的	1
(2)	本ガイドラインで使用される用語	1
(3)	本ガイドラインの概要	1
(4)	本ガイドラインの位置づけ	2
(5)	本ガイドラインを利用する事業所	2
2.	自動車の利用に係る温室効果ガス排出量の算定	3
(1)	算定する温室効果ガスの種類	3
(2)	算定対象となる自動車	3
ア	算定対象となる自動車及び車種	3
イ	本ガイドラインにおける低公害・低燃費車	3
(3)	自動車排出量の算定方法	3
ア	事業所内の自動車排出量の算定	3
イ	他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量	6

【資料】

内訳書の作成

1. 本ガイドラインの目的

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東京都地球温暖化対策指針に基づき、指定地球温暖化対策事業者が、指定地球温暖化対策事業所において他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガスの排出量を把握する場合の算定する手順を示すことを目的としています。

自動車の利用に係る温室効果ガス排出量については、可能な限り、把握できる体制^{*}を整え、把握に努めてください。

これは、把握できる対象や範囲が指定地球温暖化対策事業者ごとに異なることなどから、指定温暖化事業者ごとに可能な範囲で算定条件を設定、同一条件で継続して把握することにより、取組の成果を自ら確認できることを目的とすることによります。

なお、自動車の利用に係る温室効果ガス排出量については、業務部門、産業部門において行われている総量削減義務の対象ではありません。

*自動車の利用に係る温室効果ガス排出量が把握できる体制

- ・ 事業所内の自動車で使用された燃料等使用量を把握できる体制であること
- ・ テナント等から算定に必要な情報を入手できる体制であること
- ・ 売主・運送事業者から算定に必要な情報を入手できる体制であること
- ・ 事業所内に貨物等が搬入されたときの配送伝票を収集し、記載内容を集計できる体制であること
- ・ 搬入現場で算定に必要な情報を確認できる体制であること
- ・ その他、算定に必要な情報を収集できる体制であること

(2) 本ガイドラインで使用される用語

本ガイドラインで使用する用語については、東京都地球温暖化対策指針に定めるほか以下の例によります。

- 自動車の利用がある指定地球温暖化対策事業所を「買主」といいます。
- 買主に対し、売買契約の相手方である者を「売主」といいます。
- 貨物等の輸送重量にその貨物を輸送した距離を乗じた値を「輸送トンキロ」といいます。

(3) 本ガイドラインの概要

平成20年6月25日に、東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務の導入が決定しました。一方、自動車部門の温室効果ガス削減の取組として、環境確保条例が平成21年3月に改正

され、商品や製品の買主となる人は、その商品等の売主もしくは運送事業者に対して、低公害・低燃費車を使用した貨物等の搬入や物流の効率化（共同配送や積載率の向上など）などを求めるよう努めることとなりました。

この条例改正を踏まえ、地球温暖化対策指針を改定し、自動車の利用に係る温室効果ガス排出量の把握、温室効果ガス削減対策の計画及び実施を新たに規定しました。大規模事業所は低公害・低燃費車の利用、物流の効率化等の個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めることとなります。

（４） 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインの位置づけは、表１の網掛け部分に当たります。

表１ 本ガイドラインの位置づけ

		報告	削減義務の有無
燃料等の使用に伴って排出される CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者から供給された電気の使用 都市ガスの使用 重油の使用 熱供給事業者から供給された熱の使用 その他エネルギーの使用等 	報告対象	総量削減義務あり
	<ul style="list-style-type: none"> <u>指定地球温暖化対策事業所の事業活動に係る自らの自動車の使用</u> 	報告対象	<u>総量削減義務なし</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 指定地球温暖化対策事業所の事業活動に係る貨物等を搬入する他者の自動車の利用 		
特定温室効果ガス以外の CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の焼却 製品の製造・加工に伴い発生する CO₂ 廃棄物燃料の使用等 	報告対象	
CO ₂ 以外のガス	<ul style="list-style-type: none"> 重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンや N₂O 等 		
水の使用、下水への排水			

（５） 本ガイドラインを利用する事業所

本ガイドラインを利用する事業所は、温室効果ガスの排出量が把握できる体制が整っている指定地球温暖化対策事業所です。

2. 自動車の利用に係る温室効果ガス排出量の算定

(1) 算定する温室効果ガスの種類

二酸化炭素（以下「CO₂」という。）とします。

(2) 算定対象となる自動車

ア 算定対象となる自動車及び車種

算定対象の自動車は、指定地球温暖化対象事業所内を使用の本拠の位置とするすべての自動車（燃料種、車種、用途を問わず、指定地球温暖化対策事業者以外の事業者（テナント等）の使用自動車も含む）です。ただし、三輪車及び事業所内でのみ使用され公道を走行しない自動車（ナンバー付き自動車でないもの）については対象外です。

車種は、事業所内の貨物等を搬入する軽貨物自動車、小型貨物自動車、普通貨物自動車、特種用途自動車とします。

他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量については可能な限り把握するよう努めてください。

イ 本ガイドラインにおける低公害・低燃費車

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱 第 4（使用又は利用に努めるべき低公害・低燃費車）に規定された自動車とします。

(3) 自動車排出量の算定方法

ア 事業所内の自動車排出量の算定

事業所で保有する自動車（テナント等の他者が保有する自動車も含む）の燃料等使用量を把握し、次の式を用いて算定する。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{燃料等使用量} \times \text{燃料種別排出係数} \div 1,000$$

なお、燃料種別排出係数は下表の値を用いるものとする。

表2 燃料種別排出係数

燃料種別	排出係数	単位
ガソリン	2.29	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	1.70	kg-CO ₂ /L

燃料種別	排出係数	単位
天然ガス (CNG)	2.05	kg-CO ₂ / m ³
軽油	2.62	kg-CO ₂ /L
プラグインハイブリッド (ガソリン)	2.29	kg-CO ₂ /L
プラグインハイブリッド (軽油)	2.62	kg-CO ₂ /L
ハイブリッド (ガソリン)	2.29	kg-CO ₂ /L
ハイブリッド (LPG)	1.70	kg-CO ₂ /L
ハイブリッド (軽油)	2.62	kg-CO ₂ /L
電気	0	kg-CO ₂ /kWh
燃料電池	0	kg-CO ₂ /kWh

なお、事業所で保有する自動車の燃料等使用量については、「自動車点検表」に車種別の燃料等使用量を記載することで算定することができます。作成した自動車点検表については、地球温暖化対策計画書と併せて東京都に提出してください。

【地球温暖化対策指針】

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第7 自動車に係る地球温暖化の対策の推進

1 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において自動車(工場のフォークリフト等事業所の区域内のみで使用される自動車を除く。以下1において同じ。)を使用している場合には、東京都自動車環境管理指針(平成23年東京都告示第345号)に準じて、低公害・低燃費車の導入など個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めるものとする。

また、指定地球温暖化対策事業所において自動車を使用している指定地球温暖化対策事業者は、知事が別に示す点検表(以下において「自動車点検表」という。)に対策内容等を記載し、第5 1に規定する地球温暖化対策計画書の提出時期に合わせ、知事に提出するものとする。

なお、自動車を自ら使用することに伴い排出される温室効果ガス排出量は、総量削減義務の対象ではない。

【自動車点検表】

自動車点検表

1 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 排出量の算定根拠

(1) 対象となる自動車

算定対象の自動車は、指定地球温暖化対象事業所内を使用の本拠の位置とするすべての自動車（燃料種、車種、用途を問わず、指定地球温暖化対策事業者以外の事業者（テナント等）の使用自動車も含む）です。ただし、二輪車及び事業所内でのみ使用され公道を走行しない自動車（ナンバー付き自動車でないもの）については対象外です。

他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量については可能な限り把握し、地球温暖化対策計画書への転記又は別に定める内訳書により提出してください。

(2) 事業所内の自動車保有台数及び燃料等使用量

燃料種別	延べ台数(台/年)	前年度燃料等使用量	排出量	
ガソリン		L	0	t
液化石油ガス (LPG)		L	0	t
天然ガス (CNG)		Nm ³	0	t
軽油		L	0	t
プラグインハイブリッド(ガソリン)		L	0	t
プラグインハイブリッド(軽油)		L	0	t
ハイブリッド(ガソリン)		L	0	t
ハイブリッド(LPG)		L	0	t
ハイブリッド(軽油)		L	0	t
電気		kWh		
燃料電池		kWh		
合計	0		0	t

3 事業所内の自動車による排出量の推移状況

	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度
排出量	0	t		t		t		t		t
次世代自動車所有割合	0	%		%		%		%		%

4 自動車の利用に係る現状の地球温暖化対策の取組状況

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度	
取組状況 (実施対策/全対策数)	0	/	63	/	63	/	63	/	63	/	63

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2028	年度	2029	年度	
取組状況 (実施対策/全対策数)	0	/	24	/	24	/	24	/	24	/	24

イ 他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、以下のステップ1～3までのフローに従って算定します。

<ステップ1>

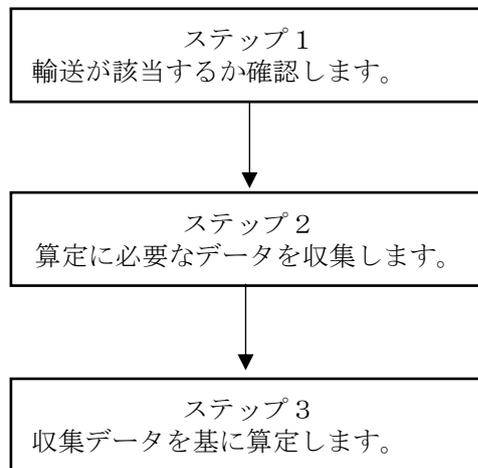
算定対象となる自動車による輸送の把握

- 算定対象となる自動車による輸送の把握
- 算定対象から除く自動車による輸送の把握

<ステップ2>

搬入車両・輸送量・輸送距離の把握

- 搬入車両
 - ・ 自営別の把握
 - ・ 車種、使用燃料及び最大積載量の把握
 - ・ 積載率
 - ・ 低公害・低燃費車の利用割合の把握
- 輸送量・輸送距離
 - ・ 貨物等重量の把握
 - ・ 輸送距離の把握



参考：算定に必要なデータの主な把握方法

売主等からの情報入手	発注情報をもとに売主・運送事業者からのデータ提供
配送伝票の収集	配送伝票をもとに売主・運送事業者からのデータ提供
搬入現場での確認	搬入者への調査票配布又は入館受付時での記入依頼
	車両の入庫口や荷下し場での目視及びドライバー等からの聴取

<ステップ3>

温室効果ガス排出量の算定

- 算定報告様式を用いて温室効果ガス排出量を算定
- 算定報告様式の取りまとめ

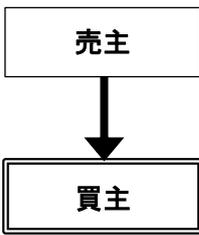
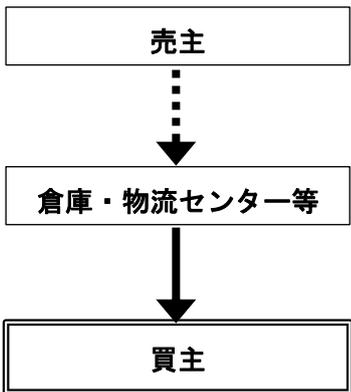
<ステップ1> 算定対象となる自動車による輸送の把握

指定地球温暖化対策事業所における事業活動に係る貨物等の搬入が対象となります。

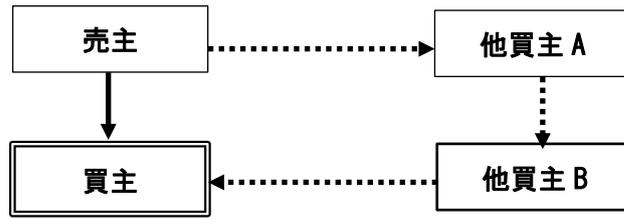
- ▶ 地球温暖化対策計画書の記載においてテナントビル等に該当と規定されたテナントビル（以下「テナントビル」という。）以外の事業所においては、事業所内で営業する食堂、売店等に搬入される貨物等の輸送は対象外です。
- ▶ テナントビル以外の事業所で館内清掃、館内警備、館内配送等を委託している場合は対象としてください。
- ▶ テナントビル、物流センター、倉庫等において、施設利用者への貨物等の搬入があり、施設利用者の輸送が把握できる体制にある場合は対象としてください。

対象となる輸送

凡例  対象外（輸送距離に含める必要はありません）  対象（輸送距離として算定してください）

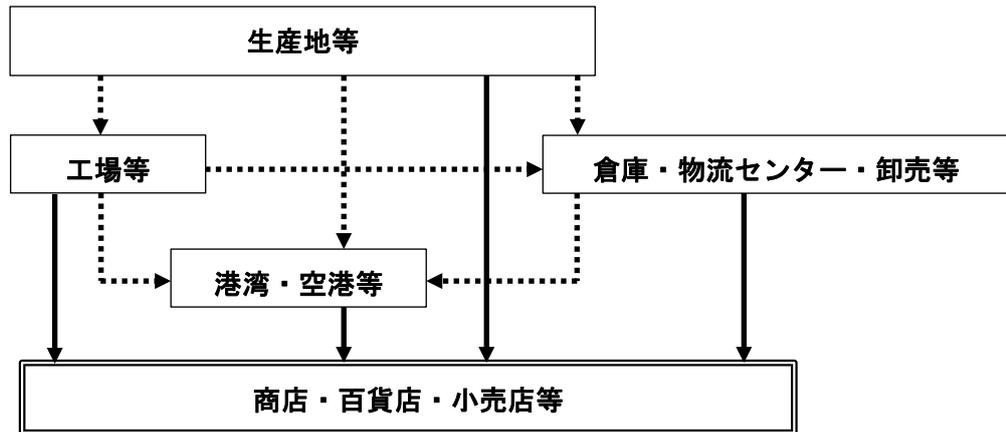
原則的な考え方		● 売主が貨物等の輸送を委託している場合も含まれます。
途中積替えがある場合		

他の買主の貨物等と混載の場合

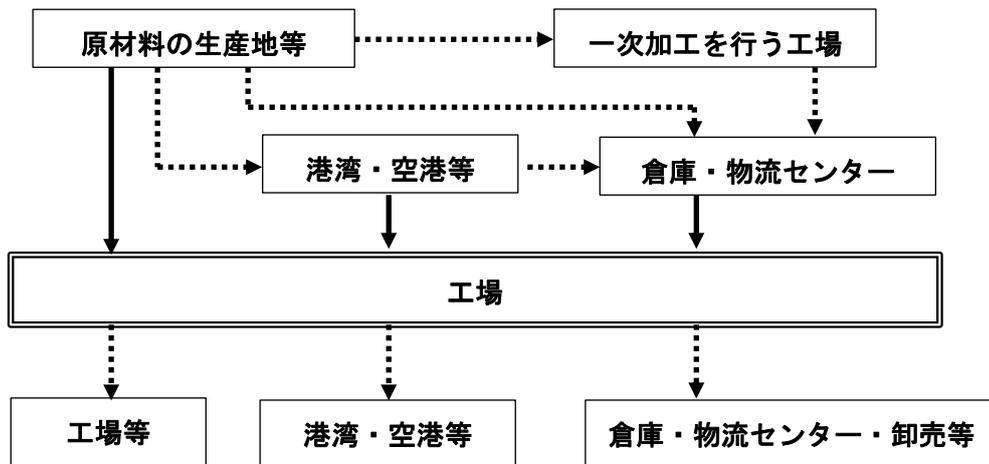


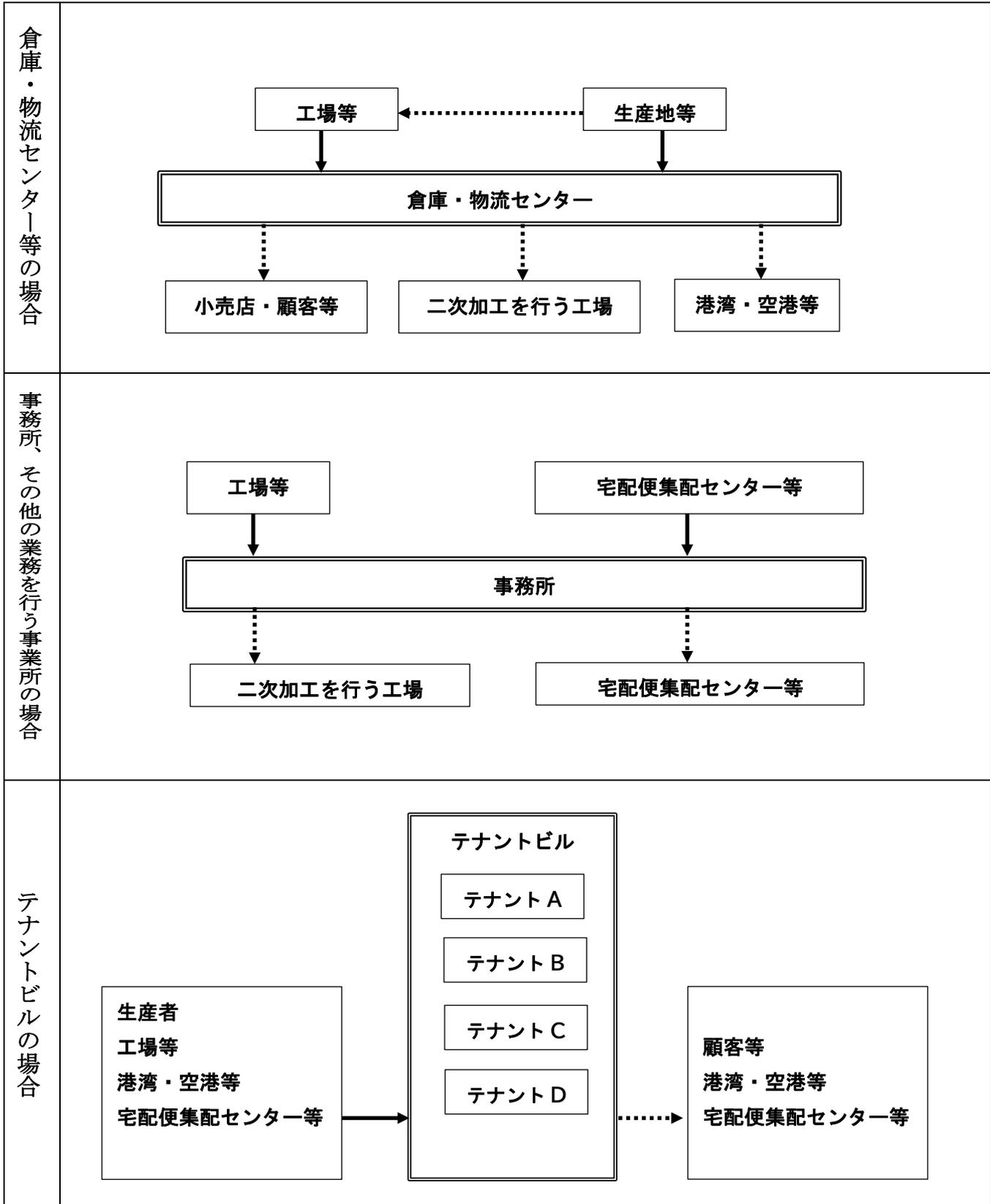
- この図において点線部分は実際の輸送経路を示します。実線部分は輸送距離を算定するための見なしの経路です。
- このあと示す各輸送パターンにおいても他の買主の貨物等と混載されている場合は同じ取扱いとします。

商店・百貨店その他小売店の場合



工場等の場合





＜ステップ2＞ **搬入車両・輸送量・輸送距離の把握**

CO₂排出量の算定に必要なデータは以下のとおりです。

【搬入車両に係るデータ】

➤ 車種及び自家用・営業用の区別

- ・軽貨物自動車もしくは小型・普通貨物自動車・特種用途自動車かを把握する。
- ・売主の自動車もしくは売主が輸送を委託した運送事業者の自動車かを把握する。

➤ 使用燃料及び最大積載量

- ・使用燃料が軽油、ガソリン、**LPG**、**CNG**、電気かを把握する。
- ・最大積載量を把握する。

➤ 積載率

売主もしくは運送事業者の平均的な積載率（代表的な輸送状態の積載率の単純平均）を把握する。

【輸送トンキロに係るデータ】

➤ 車種、使用燃料、最大積載量別の輸送量

- ・搬入された買主の貨物等の重量を把握する。

➤ 車種、使用燃料、最大積載量別の輸送距離

- ・発地からの輸送距離を把握する。

※ 倉庫・物流センター等、集配のための自動車に貨物等の積み替えが行われた場合は、その地点（以下「積み替え地点」という。）からの輸送距離とする。

※ 発地と着地の間で、複数の配送先を経由してきた場合であっても発地から直接配送したものとして把握する。

参考：CO₂排出量の算定に必要なデータ

搬入車両に係るデータ					輸送トンキロに係るデータ	
対象車種 ()は該当するナンバープレートの分類番号 (種別・用途)	自家用・営業用の別 ()はナンバープレートの色	燃料	最大積載量	積載率	搬入貨物の重量	搬入貨物の輸送距離
軽貨物自動車（4 又は8ナンバー）	自家用(黄地) 営業用(黒地)	軽油 ガソリン CNG LPG 電気	当該貨物自動車の車体 に表示(kg)	売主もしくは運送事業者の平均的な積載率 ※不明な場合は ステップ3 (1) ① に記載の表4 による	トン数	当該貨物自動車に貨物を積込んだ地点から事業所まで (km)
小型貨物自動車(4 ナンバー)	自家用(白地) 営業用(緑地)					
普通貨物自動車(1 ナンバー)						
特種用途自動車(8 ナンバー)						

＜ステップ3＞ 温室効果ガス排出量の算定

(1) CO₂排出量の算定式

CO₂排出量は、「[ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法 共同ガイドラインVer. 3.2](#)」(経済産業省 国土交通省)を参照して算定します。

なお、以下の算定方法を用いて算定することも可能です。以下の算定については、(3)の内訳書(エクセルファイル)の利用車種別集計表(ワークシート)を利用することで自動計算されます。

CO₂排出量(t-CO₂)

$$= \Sigma \{ \text{輸送トンキロ} \times \text{①改良トンキロ法燃料使用原単位(L/トンキロ)} \\ \times \text{②燃料に係る係数 (t-CO}_2\text{/L)} \}$$

売主や運送事業者ごとに算定し合計する。

① 改良トンキロ法燃料使用原単位(L/ トンキロ)

自営別・最大積載量別・燃料別・積載率別燃料使用量(以下「改良トンキロ法燃料使用原単位」という。)は次の数式に基づき算定します。

$$\text{【ガソリン車】 } \ln y = 2.67 - 0.927 \ln (x/100) - 0.648 \ln z$$

$$\text{【ディーゼル車】 } \ln y = 2.71 - 0.812 \ln (x/100) - 0.654 \ln z$$

y:輸送トンキロ当たり燃料使用量(l)、x:積載率(%)、z:最大積載量(kg)

- ▶ ln は自然対数。積載率10%未満の場合は、積載率10%の時の値を用います。
- ▶ 積載率は売主や運送事業者ごとに平均的な積載率(代表的な輸送状態の積載率の単純平均)を用います。
- ▶ 最大積載量は、表3に示した最大積載量の中央値を用います。
- ▶ 最大積載量17トン以上の車両については、最大積載量の中央値20,500 kgと見なします。
- ▶ 改良トンキロ法燃料使用原単位の参考表を表3に示します。

ただし、積載率が不明な場合は次の数式に基づき算定します。

$$\text{【ガソリン車】 } x = 14.4 / (y/100)^{0.927} / z^{0.648}$$

$$\text{【ディーゼル車】 } x = 15.0 / (y/100)^{0.812} / z^{0.654}$$

x:貨物輸送量当たりの燃料使用量(L/トンキロ)、y:積載率(%)、z:最大積載量(kg)

- ▶ 積載率は表4に示した見なし積載率を用います。
- ▶ 最大積載量は、表4に示した最大積載量の中央値を用います。
- ▶ 最大積載量17トン以上の車両については、最大積載量は20,500kgと見なします。
- ▶ 積載率が不明な場合の改良トンキロ法燃料使用原単位の参考表を表4に示します。

表3 改良トンキロ法燃料使用原単位

車種	燃料	最大積載量(kg)		輸送トンキロあたり燃料使用量 (L/t・km)				積載率 (%)	
			中央値	10%	20%	40%	60%	80%	100%
軽・小型・普通貨物車	ガソリン	～499	350	2.74	1.44	0.758	0.521	0.399	0.324
		500～1,499	1,000	1.39	0.730	0.384	0.264	0.202	0.164
		1,500～	1,500	0.89	0.466	0.245	0.168	0.129	0.105
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	1.67	0.954	0.543	0.391	0.309	0.258
		1,000～1,999	1,500	0.816	0.465	0.0265	0.191	0.151	0.126
		2,000～3,999	3,000	0.519	0.295	0.168	0.121	0.0958	0.0800
		4,000～5,999	5,000	0.371	0.212	0.120	0.0867	0.0686	0.0573
		6,000～7,999	7,000	0.298	0.170	0.0967	0.0696	0.0551	0.0459
		8,000～9,999	9,000	0.253	0.144	0.0820	0.059	0.0467	0.0390
		10,000～11,999	11,000	0.222	0.126	0.0719	0.0518	0.0410	0.0342
		12,000～16,999	14,500	0.185	0.105	0.0601	0.0432	0.0342	0.0285
		17,000～	20,500	0.148	0.0841	0.0479	0.0345	0.0273	0.0228

出典) 経済産業省告示「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」より算出

表4 積載率が不明な場合の積載率及び輸送トンキロ当たり燃料使用量

車種	燃料	最大積載量(kg)		積載率が不明な場合			
				見なし積載率		原単位 (L/t・km)	
			中央値	自家用	営業用	自家用	営業用
軽・小型・普通貨物車	ガソリン	～499	350	10%	24%	2.73	1.21
		500～1,499	1,000	10%	24%	1.38	0.615
		1,500～	1,500	15%	29%	0.731	0.397
小型・普通貨物車	軽油	～999	500	10%	19%	1.67	0.992
		1,000～1,999	1,500	10%	25%	0.815	0.387
		2,000～3,999	3,000	23%	34%	0.263	0.192
		4,000～5,999	5,000	29%	38%	0.156	0.125
		6,000～7,999	7,000	30%	38%	0.122	0.101
		8,000～9,999	9,000	40%	51%	0.0819	0.0672
		10,000～11,999	11,000	40%	51%	0.0718	0.0589
		12,000～16,999	14,500	40%	51%	0.0599	0.0492
		17,000～	20,500	40%	51%	0.0478	0.0392

出典) 経済産業省告示「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」より作成

② 燃料に係る係数

$$\text{燃料に係る係数 (t-CO}_2\text{/L)} = \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (t-C/GJ)} \\ \times 44/12(\text{t-CO}_2\text{/t-C)} \times 1/1000(\text{kL/L})$$

燃料に係る係数は、表5のとおり算定します。

表5 燃料に係る係数

燃料の種類	単位発熱量		排出係数		燃料に係る係数	
	A		B		A × B × 44 / 12 × 1 / 1000	
揮発油 (ガソリン)	33.4	[GJ/kℓ]	0.0187	[t-C/GJ]	0.00229	t-CO ₂ /L
軽油	38.0	[GJ/kℓ]	0.0188	[t-C/GJ]	0.00262	t-CO ₂ /L

- ▶ LPG自動車は、揮発油（ガソリン）を燃料とする自動車と同等の燃費性能とみなし、当該自動車として取り扱うこともできることとします。
- ▶ CNG自動車は、軽油を燃料とする自動車と同等の燃費性能とみなし、当該自動車として取り扱うこともできることとします。
- ▶ 上に記載した算定式によらない場合（電気自動車など）は別途ご相談ください。

(2) 試算例

以下の条件で輸送を行った場合のCO₂排出量を試算（有効数字第3桁）

条件事項		値
搬入車両	自家用・営業用	営業用
	最大積載量	5 t
	燃料	軽油
	積載率	不明
輸送距離	発地～着地間	100 km
	物流センター～着地間	30 km
輸送重量	着荷の重量	3 t

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} &= \text{輸送トンキロ (トンキロ)} \\ &\quad 3 \text{ t} \times 30 \text{ km} \\ &\times \text{改良トンキロ法燃料使用原単位 (L/ トンキロ)} \\ &\quad 0.125 \text{ L/ t} \cdot \text{km} \quad \dots \text{表4より} \\ &\times \text{燃料に係る係数 (t-CO}_2\text{/L)} \\ &\quad 0.00262 \text{ t-CO}_2\text{/L} \quad \dots \text{表5より} \\ &\simeq 0.0295 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

(3) 車種・輸送トンキロ等を記載した内訳書

次の【資料】を参照してください。

貨物等に関するCO₂を算出する手法として他に「燃料法」及び「燃費法」がありますが輸送距離、貨物量を着荷主間で按分する必要があります。

なお、これらの方法が売主もしくは運送事業者との協力体制により可能である場合はこれらの方法による算定を行うことができます。

(4) 内訳書の作成・地球温暖化対策計画書への転記

指定地球温暖化対策事業者は、他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量について算定した場合は、地球温暖化対策計画書へその取組状況を記載するか、車種・輸送トンキロ等を記載した内訳書を作成し、地球温暖化対策計画書と併せて東京都に提出してください。

地球温暖化対策指針

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第7 自動車に係る地球温暖化の対策の推進

2 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所における事業活動に係る貨物、商品及び製品 以下「貨物等」という。)の搬入等のため、他者の自動車を利用している場合には、当該自動車に係る地球温暖化の対策を、次に掲げるところにより推進するものとする。

なお、貨物等の搬入等のため他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量は、総量削減義務の対象ではない。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス(二酸化炭素に限る。以下2において同じ。)の排出量について、可能な限り、当該排出量を把握できる体制を整え、把握に努めるものとする。

温室効果ガスの排出量の算定方法は、規則別表第1及び知事が別に定める自動車排出量算定ガイドラインによるものとする。

温室効果ガスの排出量を算定した指定地球温暖化対策事業者は、第5-1に規定する地球温暖化対策計画書における、サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組として報告するものとする。ただし、知事が別に定める内訳書を、地球温暖化対策計画書の提出時期に合わせ、知事に提出することで代えることができる。

【資料】内訳書の作成

※本内訳書は様式ファイル（エクセルファイル）をダウンロードし、利用車種別集計表（ワークシート）の該当箇所に輸送量（トンキロ）を入力することで集計、作成することができます。

車種・輸送トンキロ等を記載した内訳書

内訳書			
CO ₂ 排出量を算定する基となる車種、輸送トンキロ等を記載した内訳書			
営業用自動車による輸送の場合			
燃料	最大積載量(kg)	輸送量(トンキロ)	CO ₂ 排出量
ガソリン	～499	0	0.000
	500～1,499	0	0.000
	1,500～	0	0.000
軽油	～999	0	0.000
	1,000～1,999	0	0.000
	2,000～3,999	0	0.000
	4,000～5,999	0	0.000
	6,000～7,999	0	0.000
	8,000～9,999	0	0.000
	10,000～11,999	0	0.000
	12,000～16,999	0	0.000
	17,000～	0	0.000
合計		0	0.000
自家用自動車(売主の自動車)による輸送の場合			
燃料	最大積載量(kg)	輸送量(トンキロ)	CO ₂ 排出量
ガソリン	～499	0	0.000
	500～1,499	0	0.000
	1,500～	0	0.000
軽油	～999	0	0.000
	1,000～1,999	0	0.000
	2,000～3,999	0	0.000
	4,000～5,999	0	0.000
	6,000～7,999	0	0.000
	8,000～9,999	0	0.000
	10,000～11,999	0	0.000
	12,000～16,999	0	0.000
	17,000～	0	0.000
合計		0	0.000
事業所合計			
		輸送量(トンキロ)A	CO ₂ 排出量B
		0	0.000
貨物1トンキロあたりのCO ₂ 排出量(B/A)			

※本内訳書は様式ファイル（エクセルファイル）をダウンロードし、利用車種別集計表（ワークシート）の該当箇所に輸送量（トンキロ）を入力することで集計、作成することができます。